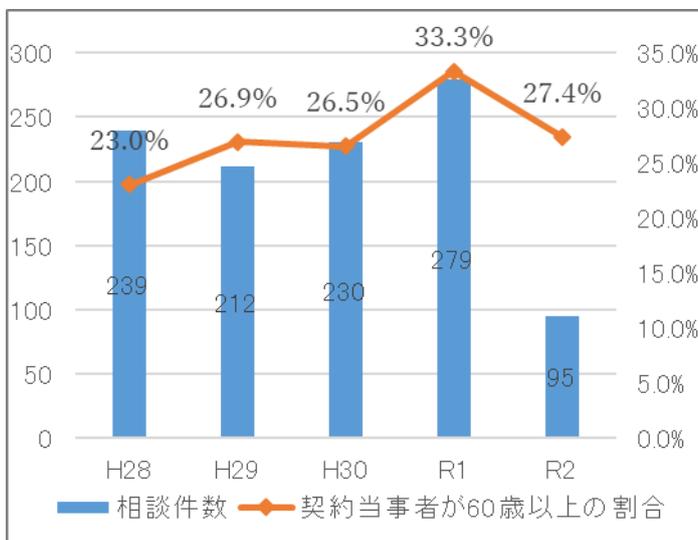


通信契約 よく確認を

スマートフォンを利用される高齢者が増えていますが、契約当事者が60歳以上のトラブルの割合が増加傾向にあります。

- ▼携帯電話が壊れたので保証を使って修理しようと携帯ショップに行ったところ、最新機種の手動スマートフォンを勧められ、よく分からずに契約した。該当機種がどういったものか、本体代金の総額がいくらになるのかなど契約の中身が理解できておらず不安だ。(70代・男性)
- ▼スマートフォンの料金を安くしようとプラン変更をした。店舗の提案を受け入れて安くなる契約をしたはずなのに高額な請求がきた。(60代・男性)
- ▼通常の使い方をしていたはずなのに、今月はいつもの4倍ほどの高額な通話料金を請求された。スマートフォンの故障だろうか。(70代・男性)

スマートフォンを購入する際には、本体機種の売買契約のほかに、通信契約の内容として月額料金、契約期間、解約料金などについて説明がありますが、その内容は複雑です。説明を聞きながら、不明な点、理解できない用語や仕組みがあればその都度質問するなどして、十分納得してから契約をするようにしましょう。契約後の請求金額を見て、契約時に思っていた金額と違っていただけでトラブルに気付く事例が見られます。自分が本当に必要と思ったものだけ契約し、内容がよく分からないと思った契約は断りましょう。



県内の消費生活相談窓口寄せられた移動・通信サービスに関連する相談件数及び契約当事者が60歳以上の割合
(R2は8月末時点)

また、契約期間の定めがある料金プランや割引サービスを受けている場合は、契約期間や中途解約時の違約金などを確認しましょう。解約する場合、想定していた金額以上の請求になる場合があるので、解約をする前に解約時の条件や料金などもしっかり確認しましょう。

ご自身の利用目的、利用実態を踏まえた契約が大切です。毎月の利用実績や料金の請求明細は必ずチェックし、不明な点があればすぐに携帯電話会社に問い合わせましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ

受付消費者ホットライン ☎(局番なし)188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。